

3 どんなところで、どんなものが使われているのでしょうか?

商店・デパート・スーパー(食料品(青果・肉・惣菜))



ばね式指示はかり



(ラベル印刷付)



電気式はかり

病院・調剤薬局



等比皿手動はかり



電子天秤

保健所・学校(体重)



ばね式指示はかり



電気式はかり

その他(工場・問屋(卸売)等)



台手動はかり



皿手動はかり



棒はかり
(縫・寝具店)



トラックスケール
(車載貨物ごとはかる大型のはかり)

定期検査が行われている「はかり」の例です。
分銅・増しおもりも検査対象となります。

計量啓発標語

〈平成24年度の最優秀作品及び優秀作品〉

最優秀作品賞

身につけよう きちんと計る よい習慣

埼玉県 野口 陽子さん

優秀作品賞

信用は 正しくはかった 積み重ね

新潟県 板垣 光行さん

計量は 真実見ている 審判員

群馬県 志村 真也さん

● 計量啓発標語とは

多くの方々に正確な計量への意識を高めていただくことを目的に、平成13年度から計量啓発標語の募集を毎年実施しています。12年目にあたる昨年(平成24年度)は、全国から791点の応募がありました。

何でもはかつてみようコンテスト

最優秀作品賞

くもの巣をはかる

茨城県 4年
高橋 楓さん

優秀作品賞

からだのながさをはかつてみよう!

福島県 1年
山岸 優太郎さん

優秀作品賞

色々なかいだんをはかつたよ

神奈川県 3年
雨宮 智紀さん

特別賞

マンホールしらべ

熊本県 1年
田尻 茉優子さん

● 何でもはかつてみようコンテストとは

小学生が、学校や家庭生活の中の身近なものについて、「はかることの楽しさ・大切さ」を実践する機会を提供して、小学生の理科教育及び考える学習の推進を図ることを目的に、平成17年度から「何でもはかつてみようコンテスト」の募集を毎年実施しています。8年目にあたる昨年(平成24年度)は、全国から113点の応募がありました。※平成24年度入選作品について、(一社)日本計量振興協会ホームページで詳しくご覧いただけます。

募集から入選作品決定までのスケジュール

6月中旬 地方行政機関・計量関係団体・企業、(一社)日本計量振興協会HPを通じて作品を募集します。

9月初旬 応募を締め切ります。

10月中旬 「計量記念日実行委員会」及び「何でもはかつてみようコンテスト審査委員会」において、厳正に審査し、入選作品を決定します。

11月1日 計量記念日全国大会において、最優秀作品及び優秀作品を発表・表彰します。

発行日 平成25年9月15日

発行所 一般社団法人 日本計量振興協会

〒162-0837 東京都新宿区戸塚町 25-1 TEL.03-3268-4920(代表)
<http://www.nikkeishin.or.jp/>

計量のひろば

No.56

定期検査 消費生活情報
ご存知ですか?「はかり」の検査

11月1日は計量記念日

定期検査 消費生活情報 ご存知ですか? 「はかり」の検査

特集

1 計量法をご存じですか

消費者の方々に「計量法をご存知ですか?」と尋ねると、「聞いたことはない」と答えが返ってきます。一方「お店のはかりは正しいと思いますか」と尋ねると、「正しい」と答えが返ってきます。一般的に計量法が知られていないのは残念ですが、「はかり」は正しいと思われているようです。はたしてその判断は正しいのでしょうか?

身の回りには「計量法」に係る「計るもの」がたくさんあります。

例えば、家庭にある電気・ガス・水道メーターや、日々の食生活で、その食材(肉・魚・青果等の材料)を購入する際に使われている、商店やスーパーにある「はかり」もそのひとつです。もちろん、大切なものの量を計るものですから、その「はかり」が正しいことは「あたりまえ」です。では、「計量法」によってどのように「あたりまえ」に守られているかをご存じですか?

2 このシールをご存じですか

商店等で使用されている「はかり」には①から④の様なシールが貼られています。(デザインは検査実施者・地域・事業所により異なります。)

①、②には、「定期検査済証印」が付されています。

①定期検査(行政) ②指定定期検査機関



(平成25年7月に検査が行われたことを示しています。)

③代検査(計量士) ④適正計量管理事業所(例)



4 誰が検査を行うのでしょうか?

はかりの検査は、行政機関と民間事業者の二者が行っています。何れも、計量法に実施者として規定されています。検査の方法は同じですが、その種類は、3つです。

(1)定期検査

都道府県知事、特定市町村(はかりが特定市の区域内にある場合)の長が行う検査。そのうち約半数では指定定期検査機関^{注1)}が検査を実施しています。(平成25年度)

注1) 指定定期検査機関: 都道府県知事又は特定市町村の長に指定された、行政に代わり定期検査を行う機関

(2)計量士による検査

定期検査が行われる前に、計量士^{注2)}がはかりの所有者等との契約により行う検査。(行政に代わり計量士が「はかり」の検査を行ったため「代検査」と呼ばれ、定期検査が免除されます。)

注2) 計量士: 「はかりの検査」を含め計量管理の知識経験を有する国家資格登録者

(3)適正計量管理事業所

適正な計量管理を行う事業所として都道府県知事から指定を受けた事業所で計量士が事業所の「はかり」の検査を行います。主な適正計量管理事業所は、郵便局、デパート、スーパー、生産工場等です。

(4)検査の割合(除く適正計量管理事業所)



5 検査に合格しない 「はかり」はあるのでしょうか?

検査は2年に1回です。残念ながら合格しない「はかり」もあります。性能等が劣化し不合格になった「はかり」は、もちろん「正しいはかり」ではなくなります。製造時の構造・性能を保証した証の検定証印等が抹消されますので、そのままでは商売に使用することはできません。(罰則:6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科)

はかりメーカー等へ修理を依頼し再度検定を受けるか、又は修理不能の場合、廃棄処分し今後使用しないなどの措置を行います。

6 「計量法」における取引・証明とは?

計量法第2条第2項

「取引」とは、有償であると無償であると問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為をいい、「証明」とは、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明することをいう。

取引 金銭の授受に関わらず、物(売買・貸借・贈与等)又は役務(雇用・請負・委託加工等)の給付(支給・与える)を継続して行う行為です。

証明 業務上(一度限りではなく、繰り返し継続して)他人(個人・法人)に対してのほかに、公的機関が、又は公的機関に対して計量(値)結果を表明する事です。

*[5]では分かり易くするため、「商売」を使用しています。

取引証明の具体例

取引の例

- 1 スーパー、商店等で量目を表記(明示)した商品の売買に使用するはかり
- 2 工場、事業所等で原材料の購入・製品の販売出荷のために使用するはかり
- 3 運送業者等(宅配便取次店を含む)が貨物の運賃算出等に使用するはかり
- 4 農業・漁業で農産物、水産物などの売買、出荷のために使用するはかり
- 5 病院、調剤薬局等で薬の調剤用に使用するはかり
- 6 廃棄物処理業者が、処理費用の算定に使用するはかり
- 7 自動詰込機(自動はかり)により詰め込んだ商品の量目を最終確認するための非自動はかり
- 8 観光農園や農産物直売所において、料金算定や量目表記のために使用するはかり
- 9 宝飾店、古物商店等^{注3)}での貴金属の質量(重さ)による販売、買取等に使用するはかり

証明の例

病院(産婦人科医院等)、学校、保健所(保健センター)、社会福祉施設、幼稚園、保育所で法条例等に定められた健康診断(体重測定)に使用するはかり(体重計)

注3) 古物商・貴金属買取商: 金の価格高騰の影響から、貴金属の買取が数多く行われているようす。この行為は、取引に該当し、はかりは定期検査の対象になります。

定期検査の昔 「秤(はかり)改め」

時は江戸、幕府は経済掌握の一環として、東西にはかりの統制のための秤座(秤の製造、販売、秤改め(検査)及び悪秤(わるばかり)の没収権限を許可された者)を設けました。

はかり改めは江戸・京都では、定期的に行われましたが、地方では、ひとつの場所が終われば次の場所へ移るといった方法で、国中を一巡するといったものでした。検査の周期は明確ではありませんが7、8年から20年に1回くらいの割合だったようです。

江戸時代の初めは、許可のない秤は悪秤(わるばかり)として、没収摘発されましたが、後年、取り締まりが厳しくなり、秤座以外で製作された秤は偽秤(にせばかり)として作ることはもとより使うだけでも死罪とされていました。死罪とは、今の罰則と比べると随分と重たい刑罰ですね!! 正しいはかりを使いましょう!!